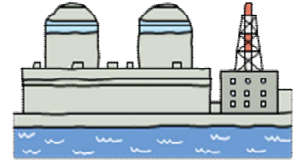


報告 1 原子力災害時におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定の締結について

千葉県10市町と 茨城県ひたちなか市



避難者受け入れに関する協定を締結しました

当町を含む、印旛地域管内の成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町の9市町及び神崎町の計10市町と茨城県ひたちなか市との「原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定」が、7月24日に印旛地域振興事務所で締結されました。

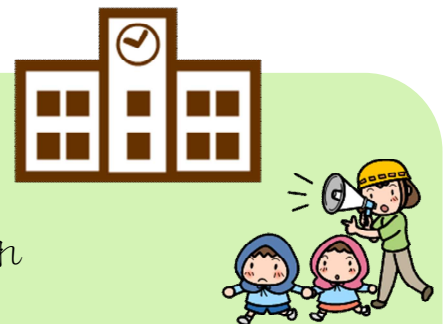


—原子力災害に備えて—

ひたちなか市は、同発電所から30km圏内に位置し、広域避難計画の中で、避難経路を高速道路の「常磐道から圏央道」を主としており、ひたちなか市民約15万7千人のうち、10市町において、約1万4千人を可能な範囲で受け入れるというものです。

【主な内容】

- ・酒々井小学校、大室台小学校、酒々井中学校の3校に一時避難所として最大500人を受け入れ
 - ・受け入れ期間は、原則として1か月以内
- ※状況により、千葉県等との協議のうえ、期間の見直しが可能
- ・避難所運営に必要な物資及び防災資機材、広域避難に要した費用については、ひたちなか市が負担



報告2 ふるさと納税制度の推進について



平成29年度受入額

1,316万4千円

目標達成!

さらなるご協力をお願いします

町ふるさと納税制度については、平成29年度より民間委託を実施し、官民連携による取り組みを推進しているところですが、全国の自治体においては、ふるさと納税による税収額の減少に歯止めをかけるため、様々な取り組みがなされており、激しい競争が生じています。

—目標達成するも、町民税の減収が課題に—

平成29年度は、目標金額1,200万円に対し、1,316万4千円の受入れがあり、目標を上回る実績となりました。しかしながら、諸経費（返礼品や委託手数料など）を差し引いた純収入額は589万5千円、平成29年中に町民の方が町外の市区町村にふるさと納税制度で寄付を行った影響による、平成30年度町民税の減収額は1,287万1千円となっています。

町としても、ふるさと納税による町民税の減収額を最小限にとどめるため、今後も町の知名度向上や関係人口の創出を図るとともに、町内企業等との官民連携をさらに強化し、町ふるさと納税制度による地域経済の活性化を図ります。

—ふるさと納税制度の情報発信にご協力を願います—

町民の皆様には、町外にお住まいのご親族やお知り合いの方など多くの皆様に、ふるさと納税への応援について呼びかけていただき、制度の情報発信にご協力をお願いします。

また、ふるさと納税のほか、皆様からの善意による一般寄付金についても、広く受け付けて行っています。町が掲げる将来都市像「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」の実現に向け、まちづくりを推進しますので、ご協力をお願いします。

報告3 高齢者外出支援タクシー事業について

**来年
1月4日から** **新たな高齢者向けタクシー事業
はじまります！**



町では、健康で歩いて暮らせるまちづくりに取り組むとともに、高齢者の日常生活の移動手段を確保するため「ふれ愛タクシー」を運行していますが、今後、増加が見込まれる運転免許返納者や高齢者の外出支援を拡充していく必要があると考えています。

そこで、現行のふれ愛タクシー運行事業を補完するため、新たに「高齢者外出支援タクシー事業」を実施することにより、土日、夜間など高齢者の外出しやすい環境づくりを支援します。

— 75歳以上運転免許証を持たない方に利用助成券を交付 —

この事業は、満75歳以上の運転免許証を持たない高齢者が、外出するために通常タクシーを利用した場合、タクシー料金に対する助成として、1枚につき500円、1月当たり4枚の割合で、申請のあった月から年度分の利用助成券を交付するもので、来年1月4日から実施します。

報告4 酒々井プレミアム・アウトレット第3期増設について

9月28日
パワーアップオープン！ **全国最大級の
プレミアム・アウトレットに！**

今回の増設により、店舗数が29店舗増え、合計213店舗となり、全国のプレミアム・アウトレットの中でも最大級の店舗数となるとともに、約300人の新規雇用が生まれています。

— 町情報発信拠点施設を整備、更なる町の活性化へ —

町としては、酒々井プレミアム・アウトレットへの年間約600万人の集客効果を活かすため、飯積地先の町有地に（仮称）酒々井町情報発信拠点施設「まるごとしすい」を整備し、更なる町のPRに努め、町産業や中心市街地の活性化、他の観光施設への誘客を図ります。

報告 5 馬橋の残土対応について

～抜本的な解決のために～

水路用地の早急な公有地化が必要です

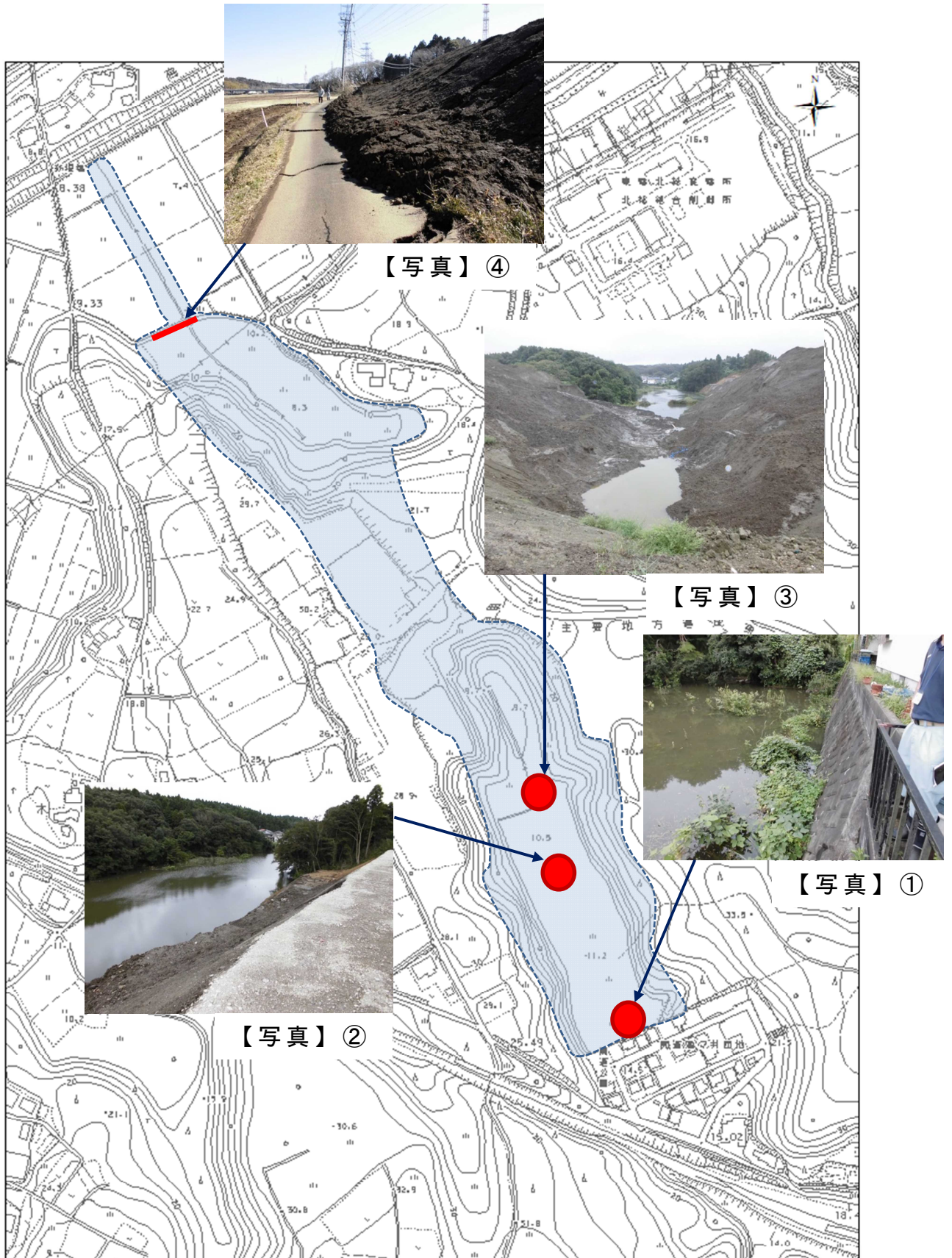
馬橋の残土対応について、同地区の埋め立て事業を原因とする、水路の閉鎖や、町道のクラック発生による通行止めなど、町民の皆様にはたいへんご迷惑をおかけしております。

本件の排水路は、南酒々井駅や開運団地を始め、周辺住宅地を流域に持つ重要な排水路です。さらに近年は全国各地でゲリラ豪雨が発生し、直近でも本年7月の北海道豪雨、西日本豪雨により甚大な被害が生じるなど、今後、日本のいつどこで、豪雨が起こってもおかしくない状況です。

そこで、昨今の災害状況や様々な方策などを顧問弁護士と相談のうえ検討した結果、まずは、住民の皆様の安全確保を最優先とする抜本的な解決策に取り組むこととしました。具体的には、町が水路用地を取得することにより、盛り土事業の進行を止め、そして県と協力して一番の問題点である暗渠部分の開削を行うことで水路機能の回復に努め、さらに今後の残土事業に対しても歯止めをかけることも視野に入れ、本年7月10日付けで当該水路を準用河川「馬橋川」として指定をしたところです。今、町及び議会がこの盛り土事業等を放置することがあれば、「不作為」となり更なる困難に直面するという懸念があります。

水路用地の取得については、他の残土事業者に渡ってしまうことを防ぐため、早急な取得が必要と判断し、本年8月の臨時議会において、用地取得費を補正予算として提案しましたが、議会の理解を得ることでできず、審議未了により廃案となってしまいました。しかしながら、本件の解決には、早急に公有地化を図ることが必要となりますので、今後とも理解が得られるよう努めてまいります。

—馬橋水路（現馬橋川）の被害状況—



【写真】④

【写真】③

【写真】①

【写真】②

0 35 70 140 210 280 350 m

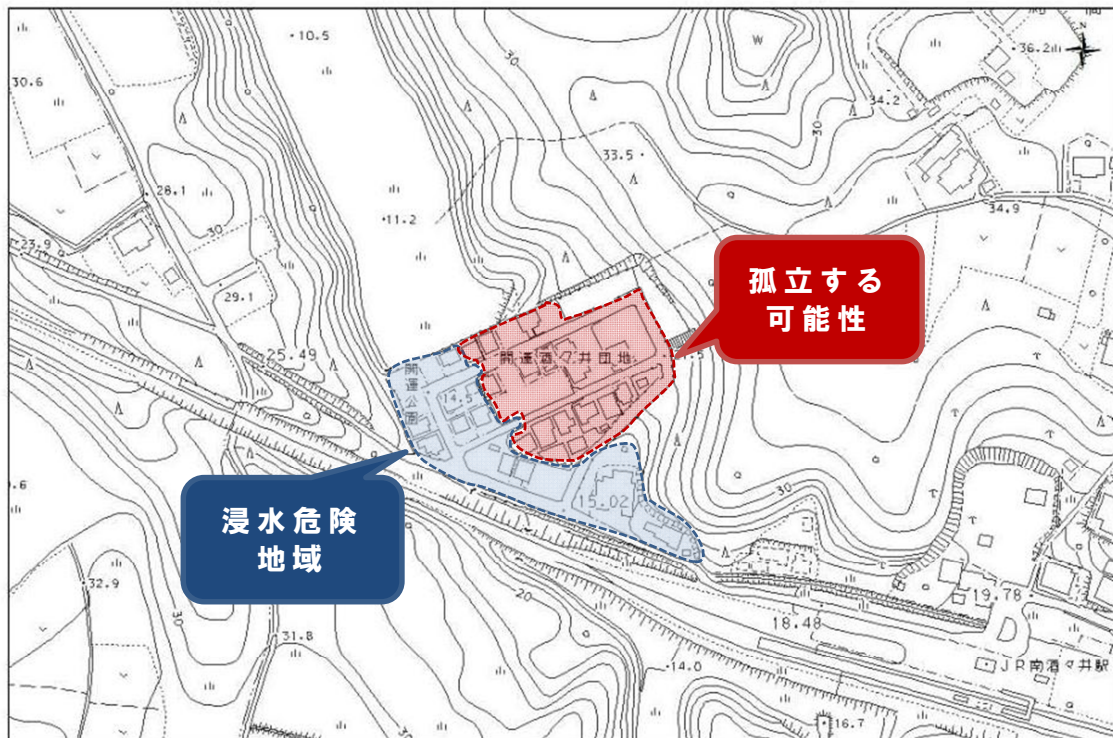
1:3,500

これまでの経緯

昭和60年頃	<p>開発業者がネオポリス団地の雨水排水放流路として、国有財産である排水路を柵渠<small>さつきよ</small>により整備。その後は町が移管を受けて維持管理を行い、機能を果たす。</p> <p>※排水路の一部約200mの区間は公図上に水路がなく民有地に設置されていた。</p>
平成元年頃	<p>開運団地に続く同地区の土地利用について、区画整理事業として事業化を検討。⇒採算性が得られないことから断念。</p>
平成7年頃～	<p>排水路用地所有者である関連会社が、隣接するエリア内で町農業委員会の決定及び県の許可を受け、残土の埋立て事業を進めるが、柵渠による排水路がエリア内にあることから残土の盛土が進められず、同社から暗渠管<small>あんきょかん</small>に改修し埋立てを行いたい旨の申し出あり。</p> <p>町はこれを排水路施設の改修工事、いわゆる公共事業と位置付けをし、平成12年3月、同社と排水路施設及びその用地を町へ帰属することを条件とする協定を締結。</p> <p>⇒平成12年11月工事完了。しかし、用地が町へ帰属されず。</p>
<p>馬橋地区の残土事業に拍車をかけてしまった根本の原因は、この暗渠化を認め、町の権限（地方分権一括法施行前、町の権限は、国有地である水路のゴミの除去や流水機能の確保といった日常管理に限られていた）を越える協定書を締結したことや、用地が町へ帰属されなかったことにあり、当時は苦渋の中での行政判断であったことは重々思料できますが、今改めるべきものは改めていくことが必要であると考えています。</p>	
平成13年11月～	<p>暗渠管で施工した個所に、無許可による不法投棄が行われ、撤去できないまま同地区は県の是正区域となる。</p> <p>その後、許可を要しない小規模な埋立て事業が行われ、平成18年頃からヤードが立ち始める。</p>
平成28年3月	<p>開運団地側の上流部で土砂崩落、水路が一時閉鎖</p> <p>山林部に許可を要しない再生土による埋立て事業が始まる。</p>
平成28年4月	<p>事業区域内に農地がある、許可を要しない再生土による埋立て事業計画が町農業委員会に提出される。</p> <p>町農業委員会は、許可相当として県に進達。県は、事業用地内の青道の付け替えが解決しない限り許可を出さない方針を示す。</p> <p>⇒許可が下りることを想定していた事業者は、現場に再生土を過剰に仮置き。</p>
平成28年9月	<p>開運団地水没の危機</p> <p>長雨により過剰盛土と思われる再生土が崩落、水路及び暗渠部入口が閉鎖。開運団地北側一面に水が溜まり水没の危険性が生じた。</p> <p>【写真①】【写真②】【写真③】</p> <p>⇒町は事業者に対して復旧するよう指導。土水路による仮復旧で通水。</p>

通水までの排水作業では、消防署や地元消防団、排水先である佐倉市八木地区など多くの皆様にご協力をいただき、開運団地を始めとする地元住宅地の浸水被害を防ぐことができました。

平成28年10月	許可を要しない再生土による埋立て事業開始(下流部町道側盛土)
平成28年12月	過剰盛土が原因と思われる崩落により水路閉鎖 事業者が復旧のため掘削した再生土を事業場内の農地に仮置きし、放置したまま、土水路による仮復旧で通水。
平成29年1月	過剰盛土の土圧によりクラック発生、町道が通行止めに 町道は現在も通行止め。【写真④】
平成29年3月	崩落による土圧の影響で農地が隆起し農業用水路や排水路が損壊
平成29年4月	解決に向け対策本部設置、残土条例を施行 庁内に副町長を本部長とする対策本部を設置。全庁的な対応を取りながら、弁護士による法的解決策など様々な解決方法を検討。
平成29年7月	これまで許可を要しないとされてきた再生土の盛土についても、町の許可を要することとする残土条例を施行し規制を図るが、それでも抜本的な解決策とは言えず、現在の状況に至る。



報告6 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

平成30年6月議会において報告しました青少年交流の家に係る提訴について、その後の経過を報告します。

平成30年6月7日に千葉地方裁判所で第1回口頭弁論が行われ、裁判官から被告側に訴状に対する意思確認がありました。被告側からは反論する、内容については次回公判までに示すとのことでした。

続いて、8月2日に弁論準備手続きが行われました。この「弁論準備手続き」とは、裁判の初期の段階で争点及びその証拠整理を行い、審理を迅速かつスムーズに進めるための手続きで、原則非公開で行われるものです。今回は、裁判官が被告側から提出された準備書面の内容確認と追加の指摘を行い、次回までに被告側から追加の準備書面の提出がなされる予定です。なお、今回は、9月27日に非公開で弁論準備手続きが行われる予定です。

これまでの経緯

平成27年11月19日	中央台公共用地内に青少年交流の家を建設すべく株式会社ヤマロクと工事請負契約を締結。
平成28年3月31日	工期中の不誠実な態度及び工期内に完成しなかったことにより、契約解除。 ⇒町は出来高精算による建物の引渡しを求め、代理人弁護士をたてて交渉。 この間、(株)ヤマロク側も代理人弁護士をたて、当初請負金額1,175万5,638円をはるかに上回る2,446万791円を町に請求。
平成28年9月～	(株)ヤマロク側の弁護士より請求の内訳を後日通知するとのことであったが、何ら通知がない状況が続く。そこで、町は出来高による精算金額を推計したところ、875万円となり、(株)ヤマロク側の請求額2,446万791円と大きく食い違った。 双方の主張が対立し、話し合いによる解決が困難であると判断されたため、訴訟による解決を図る。 ⇒平成30年3月議会定例会で議決を求め、可決される。
平成30年4月10日	町顧問弁護士事務所である東京平河法律事務所と契約を締結
同年4月16日	訴訟物の価額267万3,515円での建物の引き渡し、及び違約金117万5,563円の支払いを求め訴状の提出を行う。

今後について

今後、裁判所より判決または和解勧告がなされ、受け入れる場合は、議会の議決が必要となります。ただし、この内容に不服がある場合は、裁判の継続または上訴することとなります。